明日の山梨を元気に！

もっともっと

SHIRA KABE 白壁賢一

山梨県議会議員

白壁賢一 議会活動レポート

Vol.11
2009/11

【発行元】白壁賢一

皆さまの声を しっかり受け止め 今日よりも 元気な山梨をつくる

各地から冬だよりが届く季節になりました。家の窓から見上げる富士山は中腹辺りまで雪化粧しています。日頃ご支援をいただいている皆さま、いかがお過ごしでしょうか。総選挙で惨敗した自民党は〝冬の時代〟に入りましたが、春の来ない冬はありません。私も捲土重来を期し、頑張って参ります。

さて、私は九月定例会で一般質問に立ちました。やまなしグリーンニューディール計画の推進、学校給食における地産地消の推進、介護保険施設等の整備、富士北麓への広域周遊観光拠点駐車場の整備、来春供用予定の若彦トンネルに関連する道路整備について執行部に質しました。いずれも山梨、そして富士北麓地域にとって重要な課題ばかりです。中でもグリーンニューディール計画についての質疑はマスコミでも大きく報道されました。今回の活動レポートには質問と当局の答弁の全文を掲載しました。目を通していただければ幸いです。

私は、常に現場の声を大事にし、皆さまの思いをしっかりと発信することによって、もっともっと元気な富士北麓、山梨づくりに努めてまいります。今後とも変わらぬご指導、ご支援を頂きますようお願い申し上げます。

山梨県議会議員 **白壁 賢一**

TEL 0555-73-3737 FAX 0555-73-3757
〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1505
白壁賢一 公式サイト：http://www.shirakabekenichi.jp/
白壁賢一 E-Mail：Shirakabe@kawaguchiko.ne.jp

お気軽にご意見をお聞かせください。

「白壁賢一」で検索してください！

白壁賢一 検索

広域周遊観光拠点駐車場の整備
ビジターセンター南側こそ適地

―富士北麓への広域周遊観光拠点駐車場の整備について伺います。県は、富士北麓地域の広域周遊観光の推進と同時に富士スパルラインでのマイカー規制の効果的な実施と利用者の利便性の向上を目指して、拠点となる駐車場を整備する方針を示されました。そこで、いくつか質問させていただきます。まず、なぜ、8ヘクタールの森林の中に千四百台の駐車場を、今、建設する必要があるのか、お伺い致します。

知事 富士スパルラインのマイカー規制については、駐車場が五カ所に分散している上に、このうちの四カ所が国道から四キロメートルから七キロメートルの場所にあり利用者の方々には大変ご不便をおかけし、多くの苦情も寄せられております。また、運営面においても、分散している駐車場への誘導員の配置や、仮設トイレ等の設置に多額の経費を要しております。また約七百台が収容でき、メイン会場となっている富士北麓公園は夏季における公園としての利用ニーズが極めて高く、現行の十二日間のマイカー規制への対応すら困難な状況にあり、加えて民間駐車場の長期にわたる安定的な利用の確保は難しいものがあります。

こうした中で、当面、現行の十二日間に三日間を加えた十五日間のマイカー規制と、この駐車場を拠点とした、魅力ある広域周遊観光を進めるため、千四百台規模で約4ヘクタールの面積が必要となる駐車場を、東富士五湖道路東側の県有地、約8ヘクタールに整備することが適当と考えておりますが、環境影響調査等を進めながら更に検討して参ります。

―この計画は、多額な経費と、広大な土地が必要であることから、整備する前提として、マイカー規制を予定する十五日間だけでなく、観光シーズンを通して、有効に活用する方策を立てることが必要であります。この点が、もう少し明らかになると期待したところですが、今後も、県の進め方を、注視していくこととし、次の質問に入ります。

問題その二は、設置場所であります。駐車場を整備する場合には高速道路のインターチェンジ、さらにはスパルラインに近接し、県立ビジターセンターとも連携が図れるといった条件を満たす場所が望ましいものと考えます。また、将来の富士山新交通のステーションとしても、活用可能な場所がよりベターだとも考えます。このような条件を考えますとセンター南側に隣接する県有地が適地と思われますが、ご所見をお伺い致します。

知事 議員ご指摘の通り、交通アクセスや富士ビジターセンターとの連携を考えますと、センターとその南を東西に走る県道の間の県有地約7・3ヘクタールは、駐車場として適地と考えられますが、この県有地のスパルライン側百メートルは自然公園法上の特別地域に指定されております。

この特別地域約3ヘクタールを除外し、更に、森林法の規定により必要となる残地森林50%を見込んだ駐車場の規模は、最大で約四百台程度のものとなります。また、一定の駐車台数を確保するためには、更に県道をはさんだ南側の県有地の活用が必要となりますが、今後長期にわたる利用者の安全性の確保や運営面での効率性などを考えますと、駐車場は一カ所が望ましく、ビジターセンター南側での駐車場整備の検討は、難しいものと思われます。

新たな駐車場は、交通アクセスについてほぼ同様な条件にある東富士五湖道路の東側に位置する県有地が適当と考え、更に検討を進めますが、国道や高速道路のインターからのアクセスの向上や、ビジターセンターとの連携がより図れるよう、誘導標識の設置をはじめ周辺道路や歩道の整備等についても合わせて検討して参ります。

―ビジターセンター南側7・3ヘクタールは確かに自然公園法の特別地域第二種であることは承知しています。しかし駐車場建設がまるで出来ないというのもナンセンスであり、ビジターセンターの駐車場増設であれば可能とも考えられます。今、県が駐車場を建設しようとしている場所は自然公園法の普通地域でありますから、特別地域より簡易に建設できます。しかし、現在の利便性や将来の地域観光のことを鑑みますと、ビジターセンター南が適地と考えます。県当局の再考を促し、次の質問に移ります。

滞在型観光の担い手である富士山麓の観光事業者の一部からは、この拠点駐車場の整備が、より長期間の、あるいは全面的なマイカー規制につながっていくのではないかとの懸念の声が漏れ聞こえております。そこで、この拠点となる駐車場を活用したマイカー規制を、どのように進めていくこととしているのか、お伺い致します。

知事 今後、検討を進める駐車場は、マイカー規制を実施する上で、利用者にとってより利便性の高いものとするとともに、昨年度、国の認定を受けた「観光圏」の目指す二泊三日以上の宿泊滞在型の観光地づくりに向け、富士北麓地域の魅力的な観光資源を生かした多様な広域周遊観光の拠点としていくものであります。

富士スパルラインのマイカー規制はこれまでも夏季における渋滞対策と自然環境の保全などを図るため、この道路の管理者である道路公社が市町村や観光事業者などによる連絡協議会に諮る中で、地元関係者のご意見を踏まえて、毎年度、期間を定め、実施しております。

新たに整備を検討する駐車場は、去る七月、「富士スパルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」と基本的な合意を得た、現行の十二日間に七月の海の日を含む三日間を加えた、当面、十五日間のマイカー規制の実施と富士北麓広域周遊観光の拠点としての活用を目的としたものでありますが、マイカー規制の実施に当たっては今後とも地元の関係者のご意見を踏まえて取り組んで参ります。

―それもこれも横内知事のため、山梨県のためだと思って質問しています。マイカー規制の実施に当たっては、ご答弁通り、地元関係者の意見を重視していただくことを要望し、次の質問に移ります。

若彦トンネルに関連する道路整備
アクセス道路の改良を急げ

―次は若彦トンネルの活用及び関連道路の整備について伺います。

まず道路交通網における若彦トンネルの活用についてであります。長い間、地域住民の悲願でありました若彦トンネルにつきましては、県当局のご努力により、年度末の開通に向け工事が順調に進捗していると聞いております。計画では、このトンネルは河口湖から芦川地域を抜けて笛吹市八代町に繋がることになっています。知事は「チャレンジ山梨行動計画」の中で、高速道路をはじめとする基幹的道路を結びつけることにより県土に広域的なネットワークを整備することとしています。

私は、この若彦トンネルを国道358号を経て甲府南インターチェンジにつなげることにより、新山梨環状道路を通して中部横断自動車道とも結ばれることが知事の公約である行動計画に則したルートであり、こうすることにより中央自動車道と中部横断自動車道、そして東富士五湖道路が結ばれる大交通網が出来上がると考えております。これにより、沿線の生活圏の拡大や観光等による地域の活性化はもとより、東海沖地震や富士山噴火などの災害発生時における緊急輸送路として、大いに期待できるものと考えています。そこで、開通を来年に控えた若彦トンネルを、道路交通網の中で、どのように活用していくこととしているのか、ご所見をお伺い致します。

県土整備部長 若彦トンネルについてきましては、来春の供用に向け、現在トンネル内の塗装工事や照明などの設備工事を進めているところであります。このトンネルが開通することにより国道137号や国道358号に加えて新たなルートが確保され、富士北麓圏域と甲府圏域間の道路ネットワークが強化されることとなります。これにより新たな周遊観光ルートの確立や緊急時の避難・輸送路の確保とともに観光シーズンにおける周辺道路の渋滞の緩和も図れるものと考えております。多くの県民や観光客の皆様に活用していただけるよう、関連する周辺道路の整備や案内板の設置、更にこの道路の周知にも積極的に取り組んで参ります。

―次に、若彦トンネルに関連する道路整備についてであります。芦川の集落内を通る県道笛吹市川三郷線の区間については、若彦トンネルと甲府南インターチェンジや新山梨環状道路南部区間とを結ぶ上で、幅員が狭く、大型車のすれ違いが困難な箇所があるなど、いまだアクセス性が悪い状況にあります。そこで、この道路については、いろいろと対策を講じているようでありますが、現在の取り組み状況をお伺い致します。

県土整備部長 県道笛吹市川三郷線は、来春開通見込みである若彦トンネルのアクセス道路であり、これまで鶯宿・中芦川間の拡幅改良を終え、国道358号との交差点改良や諏訪橋の架け替えなども進めているところであります。しかし、笛吹市芦川支所のあります中芦川地内の約六百メートル間は河川と人家に挟まれた未改良区間となっており、増加が予想される大型バスとのすれ違いに支障をきたすことから、緊急的な対応として待避所を設置することとし、地元と協議を進めております。今後、社会的状況の変化や交通量の推移を見ながら、抜本的な対策についても検討していきたいと考えております。

―「交通量の推移を見ながら」とのことでありますが、すれ違いさえ困難な道路をわざわざ通る車もないわけであります。ということは交通量を測ってもみないのです。トンネルからアクセス道路まで含めると九十四億円もの大金を投下した事業であり、県道市川三郷線の早期の整備を要望します。また、富士北麓地域では、中部横断自動車道が太平洋から日本海まで繋がることに期待を寄せる声が日に日に高まっていることをお伝えし、最後の質問に入ります。

若彦トンネルと河口湖北岸で接続する県道河口湖精進線についてであります。県では、この道路のうち、幅員が狭く、乗用車のすれ違いが困難な区間においてトンネルによるバイパスの整備を進めておりますが、いまだ扇崎区間につきましては未着手のままであります。この区間の整備により、交通の円滑化、防災機能の強化が図られるばかりでなく、富士五湖の周遊観光など富士北麓地域の観光振興にも大きく寄与するものであります。そこで、扇崎区間の整備について県の取り組み状況をお伺い致します。

県土整備部長 河口湖北岸から西湖、精進湖を結ぶ県道河口湖精進線については、長浜トンネルや新寺崎トンネルなど整備を進めてきたところでありますが、扇崎前後は本路線で唯一残されたすれ違いの困難な区間であります。

この整備につきましては、昨年、地元富士河口湖町より整備ルートに関する〝要望〟もいただき、これを基に地質などの基礎的な調査を行い、ルートを確定したところであります。当地域は自然公園法の特別地域であり、観光シーズンの交通量も多いことなどから、関係機関や地元の協力をいただきながら早期事業化に向けて努力して参ります。

―以上で私の質問を終わります。

9月議会一般質問

今定例会に提出されました案件並びに県政一般について質問致します。

先の総選挙において、景気対策を前面に出した自由民主党は、思いもよらない逆風を受け、大敗致しました。このため、国民の声を真摯に受け止め、信頼を取り戻すべく出直す決意であります。

さて、史記の楚世家に、こんな戒めの言葉があります。「安危は令を出すにあり、存亡は任ずるところにあり」。国家の安全は、その国がどんな法律を出すかによって決まり、国家の存亡は、その国がどんな人間を任用しているかによって決まるという意味であります。

「自由民主党から自由を取れば民主党」と揶揄される現政権に対し、これまでの動きから、国民の自由な活動や、正しい仕組みまでも変えてしまうのではとの不安を持ちますが、政権交代は紛れもない現実であります。

横内知事は就任以来「暮らしやすさ日本一」の山梨づくりを掲げてまいりました。暮らしやすい山梨は、必要な道路が計画途中で中断してしまうようでは実現しません。そのような地域に企業は来ませんし、幅広い経済効果をもたらす観光産業も発展しません。地方自治体は一律ではなく、その地域により事情は様々であり、軒並み見直されている公共工事においても、山間地を抱える山梨県にとっては、極めて必要な事業であります。

この危急存亡の危機を乗り切るためには、横内知事のリーダーシップのもと、八十七万県民の英知とエネルギーを結集しなければなりません。私も県政与党、自由民主党輝真会の一員として全力で横内知事をお支えする中で、絞れるだけの知恵を絞り、かけるだけの汗をかき、この危機に果敢に挑み、「暮らしやすさ日本一」の山梨づくりの実現に向け、努力することをお誓い申し上げ、以下、質問に入ります。

学校給食における地産地消の推進
栄養職員の熱意が成功のかぎ 02

ー学校給食における地産地消の推進について伺います。まず、学校給食における取り組み状況についてです。本県の学校給食においては、「やまなし食育推進計画」に基づき、地域の食材を使用した献立を積極的に取り入れるほか、米飯給食の実施回数を増やすなど、地産地消を推進しているとのことであります。

この計画においては、学校給食における県産食材の使用割合を重量ベースで、平成二十二年度までに35%以上とする目標値が掲げられていますが、達成の見込みと取り組み状況について、お伺い致します。

教育長　県教育委員会では市町村教育委員会とともに、学校給食を「生きた教材」として食育を推進しており、県産食材の利用促進に取り組んでいます。

農政部と連携して調査した重量ベースでの県産食材の使用割合は、平成十六年度は31・74%、十八年度は33・69%、二十年度は34・13%となっており、徐々に目標値に近づいています。現在、平成二十二年度の目標値達成に向け、給食に地域の食材を利用した献立や郷土食・行事食を積極的に取り入れるように指導するとともに、地域の食材の利用拡大に結びついた実践例や県内全域の学校給食関係者に提供されている甲府市中央卸売市場の入荷情報の活用を図るなど、県産食材の利用促進の取り組みを進めています。

ー徐々に目標値に近づいていることは分かりました。しかし、重量ベース換算は比重の重い食材を使用すると高くなるということであり、先程も申し上げましたが、米飯給食の回数を増やせば重量ベースでの県産材の使用割合が高くなる、ということではないのでしょうか。

米飯給食が悪いと言っているのではありません。単に重量ベースを目標にするのではなく、学校サイドにおいては、多品目な地域の食材を使用するとの視点も大切と、私は考えるのです。この点についていかがお考えか、お伺いします。

教育長　県教育委員会といたしましても、使用した食品数を基にした食材ベースで県産食材の割合を高めていくことは、地域の食材を活用しながらバランスがとれた給食を提供する上で重要であると認識しており、栄養教諭等が地域の食材を積極的に取り入れるとともに、給食の時間に児童生徒に使用食材などについて説明を行っております。

こうした取り組みにより、峡北や峡南地域では地域の食材の使用割合が大幅に伸びた市や町もあります。今後とも食材ベースの使用割合が更に増加するよう、学校給食に地域の食材を利用した献立を取り入れた実践例の情報交換などを行い、食品数にも着目した取り組みを進めたいと考えています。

ー重量ベースと異なる調査方法による全国平均と比べてみます。国が公表した地場食品数を使用した割合の全国調査結果では、平成十九年度は全国平均23・3%に対して、本県は22・3%と、平均以下であります。このように調査方法により結果が異なるため様々な視点での比較も必要であります。全国には成功事例が数多くありますが、その二例として群馬県では地場食品数を使用した割合が32%を超え、吉井町での農産物直売所を通じた町内産野菜を安定供給する体制の整備など、先進的な取り組みが実を結んでいます。

このように地産地消の取り組みを成功させるためには、学校給食を担当している栄養職員の熱意が最も大事であり、さらに、これを支援する自治体の姿勢や、これに応える生産者の努力も必要であるとのことです。地域の農産物を学校給食の食材として利用するためには「規格の統一」「安定的な食材確保」「価格の低廉化」が大事であることは承知しています。しかし、他県の成功事例をみますと、利用者側に工夫する余地がまだあるように思います。このため、今後、県教育委員会として更にリーダーシップを発揮して取り組むべきだと思いますが、ご所見をお伺い致します。

教育長　県教育委員会では平成十九年度から五名の栄養教諭を配置し、モデル事業として食育推進事業を実施する中で県産食材の利用促進を図って参りました。これにより使用する地域の食材が大幅に増えた例など多くの成果が得られたことから、今後、全市町村教育委員会に栄養教諭を配置することを基本とし、地域の食材を利用した献立等による食文化への理解を一層深めて参ります。

さらに、こうした事業の成果や各地域における先進的な取り組み事例などを、学校栄養職員研修会などを各種研修会において紹介し、安全で廉価な食材の安定確保に向け、情報交換を行うなどして県下全域で県産食材の利用促進が図れるよう努めて参ります。

ー栄養職員の数というより、人数というよりもやはり熱意だと思うのです。このあたりもしっかりと捉えてもらいたいと思います。

次に、学校給食への利用促進に向けた取り組みについてお伺いします。地元の農産物を学校給食に利用する場合の学校サイドの課題は、そのまま生産者サイドへの要望でもあり、この両者の溝を埋める努力が必要であります。そこで、生産者サイドでも地産地消を推進するため学校給食への地元の農産物の利用促進を図る必要があると考えますが、県はどのような取り組みを進めているのか、お伺い致します。

農政部長　学校給食に地元の新鮮な農産物を供給することは、児童・生徒の地域農業への理解を深めるとともに、地産地消の推進と地域の食文化の伝承につながる大切な取り組みです。

上野原市では直売所が、地元農産物の学校給食への提供を早くから始めており、供給量も年々増加していますが、県では普及センターを中心に、生産者と学校給食関係者との調整や栽培計画づくりなどを支援しているところであります。また、このような取り組みを拡大していくため、農務事務所単位のJAや市町村教育委員会などで構成する推進協議会において生産サイドと学校給食サイドの連携の在り方や安定的な食材供給の方策などについて共通認識を深め、合意点を見いだしながら地域農産物の利用促進を図っています。

ー民間事業者は、発注者側の意向などの情報収集に努め、ニーズに速やかに対応する姿勢をとっています。そこで、生産者サイドにおいても利用者である学校側のニーズをタイムリーに把握し、きめ細かく迅速に対応する取り組みが進められるよう県も一層支援していく必要があると考えますが、ご所見をお伺い致します。

農政部長　地域の農産物をより多く学校給食に利用していくためには、生産者と学校給食関係者とが密接に情報交換を行い、進めていくことが重要です。

農産物は、収穫までに時間がかかることから、栽培計画に基づいて安定的な生産や供給をしていくためには、必要な品目の規格や量、時期など学校側の要望を聞くとともに、生産者側からも予め生産情報を提供して献立に活かしてもらうなど、双方が協力し前もって調整しておく必要があります。このため市町村や学校単位で、供給品目や取引条件などについて生産者と学校給食関係者が協議する場づくりを進め、地域の農産物の学校給食への利用拡大に努めて参ります。

介護保険施設等の整備
県が積極的に関与・支援を 03

ー次に、介護保険施設等の整備について伺います。先般、国は平成十八年度から平成二十年度までにおける特別養護老人ホームなど高齢者の介護保険施設等の整備状況を公表致しました。これによりますと全国の施設整備については、約十二万四千床の計画に対し、実績では五万六千床、約45%という、低い整備率でありました。

山梨県内では、八百八十九床の計画に対して整備実績は五百四十七床、約61%の整備率であり、全国平均以上であるものの整備が進んでいないという結果でありました。このように整備が進まなかったことについて、県ではどのように分析し、何が原因であったと考えているのか、お伺い致します。

福祉保健部長　整備が進まなかった原因としては二つ考えられます。つには、第三期計画で主に医療療養病床の転換により介護療養病床百六十二床を確保することが盛り込まれていましたが、この計画が策定された直後の平成十八年六月に介護保険法が改正され、介護療養病床は平成二十三年度末をもって廃止されることとなり、このため介護療養病床への転換が進みませんでした。この影響を除きますと、計画数七百二十七床に対して整備実績は五百七十六床で、整備率は約80%となり全国平均の71%を上回っております。

もう二つの原因としては、第三期計画に位置づけられた施設は限定して所在市町村の住民のみが利用できる「地域密着型」施設と呼ばれ、市町村が主体となって整備を進めるものですが、この制度が平成十八年度の改正で創設されたもので事業者の間に十分に浸透せず、事業の採算性等について慎重な見方がされたことや原油や資材の高騰により建設コストが増大したことなどによるものと考えております。

ー整備の遅れにより待機者ご本人や、ご家族の方々のご心労が心配されます。整備が進まなかった原因分析はできているようですが、大切なのは、その後の適切な対応です。「暮らしやすさ日本一」を目指す山梨県に相応しい対応を望むところであります。

次に、その反省をふまえての第四期計画における施設整備の推進についてお伺いします。本年三月に公表された第四期計画においても、地域密着型の施設整備を引き続き進めていくため市町村介護保険事業計画に位置づけております。高齢者福祉施設の整備は人所を希望している要介護者やその家族にとっても期待が大きいところであります。これらの施設は市町村が主体となって整備していくものではありますが、介護基盤の整備には県としても積極的な関与が求められるのではないでしょうか。今後、整備を行う市町村に対し、どのように支援していくのかお伺い致します。

福祉保健部長　本年度から始まった第四期のプランにおいても「地域密着型」施設の整備を進めることとしておりますが、整備の促進に当たっては、まず「地域密着型」施設が十分に浸透していなかったことから、市町村を通じて事業者に対し施設の運営方法や採算性について積極的に情報提供を行い、事業参入に対する不安の解消に努めて参ります。また、市町村からヒアリングを行うことにより、常に進捗状況の把握に努め、事業者選定の段階からその後の整備手続きに至るまで市町村に対するきめ細やかな支援を行っていきます。

特に六月補正予算で創設されました「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」により、例えば定員二十九名の特別養護老人ホームへの補助金が、四千万円から約一億円へと大幅に増額されるなど、事業者の建設時の負担が大きく軽減されることとなりましたので、市町村には積極的な活用を働きかけて参ります。

ー県の積極的な関与と市町村に対するきめ細やかな支援をお願いし、次の質問に移ります。